

池上嘉彦著「第II章 伝えるコミュニケーションと読みとるコミュニケーション－伝達をめぐる」『記号論への招待』、岩波新書、1984年、pp.36.-42.

- ・ 引用文は「」で括った
- ・ 術語は〈〉で括った
- ・ 補足は[]で括った
- ・ 本文にない内容、発表者の考えには※を付した

## 【今回の範囲の内容】

- ・ 〈コミュニケーション〉とは、思いや感情といった抽象的な思考内容を、相手に伝達することである
- ・ 伝達の媒介は、〈メッセージ〉〔＝「何かを意味するもの」＝「記号」〕という「存在を知覚できる」もので行なう
- ・ 〈メッセージ〉の作成や解読には〈コード〉〔情報発信者と受信者との「共通の了解に基づいた決まり」〕が参照される
- ・ 『理想的』な伝達〔＝情報が損なわれない伝達〕には、「明確な規定」をもった〈コード〉が必要である

## 【各節の内容】

### ■ 「コミュニケーション」 (pp.36-37)

- ・ 〈コミュニケーション〉とは、思いや感情といった抽象的な思考内容〔具体的なモノでなく〕を、相手に伝達することである
- ・ 〈コミュニケーション〉では、伝達された抽象的な思考は、発信者と受信者とで「共有され、両者を結びつける絆」となる
- ・ ただし、モノの譲与であっても、「コミュニケーションの意図」〔思考の伝達〕があるならば〈コミュニケーション〉といえる

▼ 〈コミュニケーション〉とは、思いや感情といった抽象的な思考内容〔具体的なモノでなく〕を、相手に伝達することである

→ 「譲与」等と、〈コミュニケーション〉との違い

1. 「譲与」の対象は具体的なモノであったり〔売買・貸借など〕、抽象的なことであったりする〔権利など〕。だが、〈コミュ〜〉は思いや感情などの「抽象的な思考内容」の移動が問題となる
2. 贈り手において、「譲与」するとモノはなくなるが、〈コミュ〜〉では伝達した思考や感情はなくなるらない

▼ 〈コミュニケーション〉において、伝達する抽象的な思考は、発信者と受信者として「共有され、両者を結びつける絆」となる

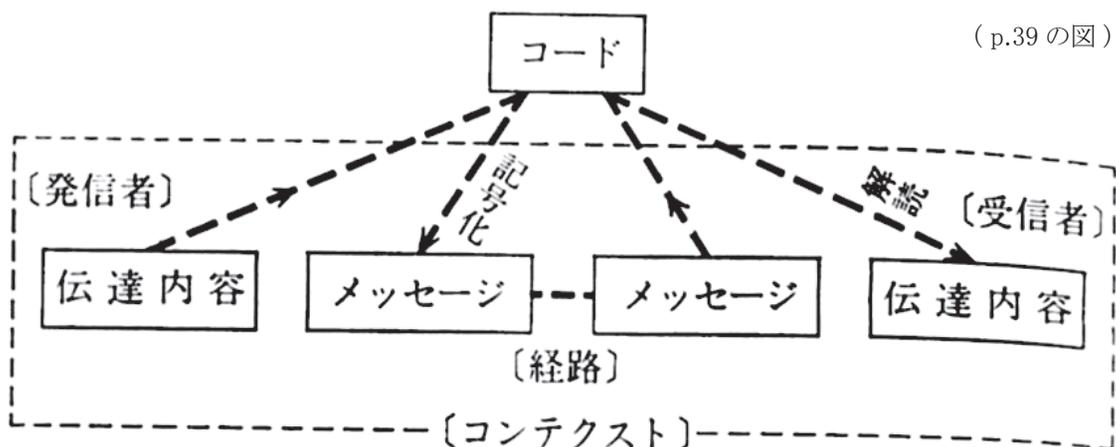
- 「相手に花束をあげれば、その花束はもはや自分の手許には残らない」[モノの譲与など]
- しかし、「相手に愛する気持ちを打ち明けたからといって、自分の心から愛する気持ちが失われてしまうわけではない」
- 「コミュニケーション (communication)」は、文字通り「共通の (common)」ものを生み出す働きである。
- モノの譲与 であっても、「コミュニケーションの意図」(注1) [思考の伝達] があるならば〈コミュニケーション〉といえる

※ communicate 英「伝達する」の語源 [下宮忠雄ら『スタンダード英語語源辞典』大修館書店、103 頁 ]  
・ communicare 羅 [コミュニカレ] 「共通にする」、 ・ communis 羅 [コミュニス] 「共通の」

(注1) : 「コミュニケーションの意図」= ※ モノというよりも、むしろ、思いや感情などを相手に伝達し共有しようとする意図

## ■ 「伝達の仕組み」 (pp. 38-39)

- ・ 発信者の「抽象的な思考内容」が、受信者へ伝達される仕組みについて
- ・ 感情や思いを伝達するためには、それを存在が知覚できる形として「表現」せねばならない = 〈メッセージ〉の作成
- ・ 〈メッセージ〉の作成 や 解読 には、〈コード〉 [ 情報発信者と受信者との「共通の了解に基づいた決まり」 ] が参照される



▼ 感情や思いを伝達するためには、それを存在が知覚できる形として「表現」せねばならない = 〈メッセージ〉の作成

- 〈メッセージ〉は 伝達の役割を果たすために、以下2つの属性 [ ※ 共通する特徴 ] をもつ
  1. 知覚できる形を持っている [ ※ たとえば、音、形、それらによって成り立つ言語、図など ]
  2. 〈意味作用〉を持っている [= 「すなわち『記号』」 ]

▼ 〈メッセージ〉の作成 や 解読 には、〈コード〉が参照される

code : [名詞] 法典、規則、習慣 など

→ 〈コード〉とは？

- ・ 発信者と受信者との「共通の了解に基づいた決まり」 [メッセージの作成と解読のための決まり]
- ・ 「伝達において用いられる記号とその意味、および記号の結合の仕方についての規定、、、が含まれる」 [ 言語を〈メッセージ〉とするならば、〈コード〉とは「『辞書』と『文法』に相当するもの」である ]

## ■ 「『理想的』な伝達」 (pp. 40-41)

- ・「『理想的』な伝達」の定義がなされる
- ・伝達が成立するそもその前提としての〈経路〉の存在が確認される

### ▼ 「『理想的』な伝達」とは？

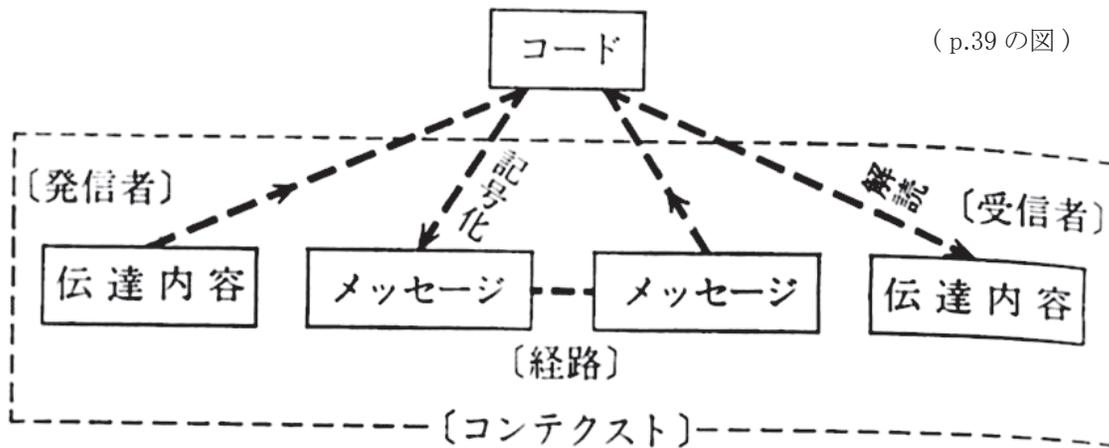
「発信者が記号化した伝達内容と 受信者が解読した伝達内容とが 完全に一致していて、余分も不足もないという場合」

### ▼ 伝達が成立するためには、発信者と受信者との間の〈経路〉の存在が前提となる。〈経路〉には2つの条件がある。

1. 〈メッセージ〉の移動過程で、伝達を阻む妨害要因（〈ノイズ〉 noise）が入ってはならない
2. 〈発信者〉と〈受信者〉との両者において、伝達を成立させる意志が存在していること

(2について)

「そのような意志がなくて、発信者たるべき者が伝達されるべき内容を記号化せず〔※ 思いを言葉にしなれば〕、また受信者たるべき者が届いたメッセージを解読しようとしなければ〔※ 聞く耳をもたなければ〕、もちろん伝達は成り立たない」(p.40)



## ■ 「『コード』の役割」 (pp. 41-42)

- ・ 「『理想的』な伝達」 [= 情報が損なわれない伝達] には、「明確な規定」をもった〈コード〉が必要である
- ・ 発信者のメッセージ作成と、受信者のメッセージ解読の過程は、方向が逆であるだけで、本質的には同一の過程である

▼ 「『理想的』な伝達」 [= 情報が損なわれない伝達] には、「明確な規定」をもった〈コード〉が必要である

・ 「明確な規定」としては、以下4つが挙げられる

1. 「メッセージ作成」の場合に〈発信者〉が使用可能な〈記号表現〉が規定されていること  
(※例：モールス信号には「・」という短い信号と、「—」という長い信号が使用できる。それ以外は使用不可)
2. それぞれの〈記号表現〉が示す〈記号内容〉が規定されていること。その規定は外界の状況で変化しない。  
(※例：モールス信号の「・・・」は「S」を示す。たとえ上司が怒ったとしてもこれは変わらない)
3. 記号表現と記号内容との対応の規定は、常に排他的に一对一である  
(※例：「SOS」という〈記号表現〉は、「遭難」という記号内容しか持たない。  
決して、「遭難」と同時に、場合によっては「順調」となるような多義的で豊かな意味を持つたりはしない。  
さらに、「遭難」という記号内容を示す記号表現は「SOS」しか存在しない)
3. 記号表現の結合の仕方(統辞法)が規定されている  
(※例：交通信号の場合、青→黄→赤→青、、、の順序の結合の仕方が常にまもられる。)

※ モールス信号の“SOS” = 「・・・」(S) , 「—— —」(O) , 「・・・」(S) (くりかえし)

## ■ 問題提起、今回の範囲の論点

- ・ 「コミュニケーション」の節で、「譲与など」と、コミュニケーションの違いが述べられている。そこでは、譲与・売買・貸借などでは具体的なモノ〔家、車、書籍など〕や、抽象的なコト〔権利など〕が移動の対象とされ、一方で、〈コミュニケーション〉では、もっぱら、抽象的なコト〔思い・感情など〕が伝達の基本的な対象とされる。

その後、池上氏は「コミュニケーションの意図」がある限り、移動するのが物であっても〈コミュニケーション〉となると述べて〈コミュニケーション〉の領域の拡大の可能性を示している。

しかし、われわれ人間が関わる世界において、「コミュニケーションの意図」が存在しないモノの移動〔譲与〕の局面は果たして、ありえるのだろうか？ (もし、仮にありえないとすれば、人間の譲与の営みは、すべてコミュニケーションであり、また、すべて移動〔譲与〕されるモノは記号であり、したがって、記号論で議論することが可能なものになるのではないか)

- ・ 〈メディア〉media とは、[p.39の図でいうところの]〈メッセージ〉なのか？ 〈経路〉なのか？